

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	京都府登録建築士事務所台帳
行政機関等の名称	京都府知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設交通部建築指導課 （一般社団法人）京都府建築士事務所協会
個人情報ファイルの利用目的	京都府登録の建築士事務所の登録簿閲覧事務・指導・監督のために利用する。
記録項目	1 申請受付日、2 事務所資格区分、3 事務所名称、4 事務所所在地及び郵便番号、5 申請者個人法人区分、7 申請者名称、8 申請者所在地及び電話番号、9 廃業届出日及び事由発生日、10 廃業届出者名、11 抹消登録年月日、12 役員名称、13 役員生年月日、14 役員役職、15 所属建築士人数及び内訳、16 管理建築士氏名、17 管理建築士資格区分、登録番号及び登録日、18 管理建築士定期講習修了年月日及び修了番号、19 管理建築士構造又は設備設計一級建築士交付番号、20 管理建築士定期講習修了年月日及び修了番号（最新）、21 当該事務所に所属した日及び所属を外れた日、22 所属建築士氏名、23 所属建築士登録都道府県、24 所属建築士定期講習修了番号及び年月日（最新）、25 構造又は設備設計一級建築士交付番号、26 当該事務所に所属した日及び所属を外れた日、27 立入調査歴、28 年次業務報告履歴、29 処分歴、30 更新履歴、31 変更履歴
記録範囲	京都府知事による登録を受けた建築士事務所
記録情報の収集方法	建築士事務所登録の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）建設交通部建築指導課
	（所在地）京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	■法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	